

## 川端康成の「犯罪」小説

——「鬼熊」の死と踊子」「それを見た人達」  
「田舎芝居」「金塊」——

高橋 真理\*

## 一 川端康成の「犯罪」小説

川端康成に、実際の事件を題材にした小説がいくつかある。なかでも『鬼熊』の死と踊子（「改造」昭和5・5）、「それを見た人達」（「改造」昭和7・5）、「二十歳」（「改造」昭和8・2）、「散りぬるを」（「改造」昭和8・11、「文学界」8・12、「改造」9・5）、「田舎芝居」（「中央公論」昭和10・5）、「金塊」（「改造」昭和13・4）の六編は、「犯罪小説」「実録的犯罪小説」と呼ばれて一連のものと思われてきた<sup>(1)</sup>。この時代に流行した探偵趣味や怪奇幻想趣味・猟奇趣味にも通じる内容を持つところから、川端の作品の中では特異な領域に属するものとも指摘されている<sup>(2)</sup>。

これらが現実の事件をモデルにした、ひとまとまりの犯罪小説と見ら

れてきたのは、川端康成自身による次のような記述があるからである。

これ（注高橋、「散りぬるを」）は或る犯罪記録の潤色である。（改造社版『新日本文学全集・川端康成集』あとがき 昭和15・9）

これ（注高橋、「金塊」）は有名な事件の記録にもとづいて書いた。（河出書房版『三代名作全集・川端康成集』あとがき 昭和17・4）

「二十歳」と「田舎芝居」とは、警察の犯罪捜査の実例記に基づいて書いた。（中略）なほ犯罪捜査の実例記に基づいて、私はこのほかに「散りぬるを」、「鬼熊」の死と踊子」などを書いてゐる。（岩波文庫版『抒情歌・禽獣』あとがき 昭和27・6）

「或る犯罪記録」「有名な事件の記録」「警察の犯罪捜査の実例記」とあるように、いずれも典拠として事件の記録が存在することを示唆している。

また「それを見た人達」のように、小説自体の中に、それが犯罪記録を元に行っていることをおわす装置を組み込んだものもある。一節に、「けれども、これは架空の物語ではない。私のいはゆる、それを見ながらそれを見なかつた人達も、「警察研究資料第十八輯」に記載されている、実在の人物ばかりである。」とある。

以上のようなことを手がかりに、これまで川端のそれらの小説をめぐる、次のようなことが明らかにされてきた。①内務省警保局発行の『捜査実例集』（昭和2・7）という書物に、『鬼熊』の死と踊子」「それを見た人達」「田舎芝居」「金塊」の素材となった事件の捜査記録がす

べて収められており、これがそれらの典拠と思われること。<sup>(3)</sup>この書物は「警察研究資料」の「第十四輯」に当たるのだが、「それを見た人達」ではそれを「第十八輯」と変えて、小説中で言及していること。<sup>(4)</sup>「散りぬるを」の典拠はこれとは別に、菊地甚一著『病的殺人の研究』（昭和6・7 南北書院）であること。<sup>(5)</sup>

つまり六編の小説のうち五編については、「作者」の「あとがき」の記述通りの事件と、それをめぐる「記録」のあることが判明していることになる。そして小説とその典拠との間で、主として物語内容と事件の記録内容とについての比較がなされてきた。<sup>(6)</sup>

ここではそうした先行研究を踏まえながら、小説と典拠との間でこれまで見過ごされてきた問題について新たな検討を加えることにより、事件や犯罪の記録を小説化する際の川端康成の方法、さらに典拠に対する川端の小説の位相というものを捉えてみたいと思う。

## 二 「捜査実例集」とは

はじめに、『鬼熊』の死と踊子」「それを見た人達」「田舎芝居」「金塊」の典拠とされている『捜査実例集』について検討したい。典拠自体の構造がわからなくては、川端の小説におけるその引用や「変形」の問題を、物語内容のレベルを越えて理解することは難しいと考えるからである。

『捜査実例集』は一九二六（大正15・昭和1）年一年間に起こった強盗・殺人・窃盗・詐欺等三十四の事件と捜査の実際例を示す、警察の内部資料として発行された。巻頭の「凡例」には、「各地方よりの重要異例犯罪報告」を「輯録」し、それを「刑事警察上の活材料として」役立

てるために「之を上梓し頒布する」と記されている。扉には「部外秘」とあり、巻末には「犯罪報告用紙」についての各種「通牒」や「犯罪報告用紙に依る報告書」の実例写真、および「現場指紋に依る犯罪検査実例」が付されている。いかにも警察機構の中央からの出版物らしい体裁を持つ書物である。

川端康成が小説の典拠としたのはその第二章「殺人」中の「一、久留米村森林内の女屍体（警視庁）」、「三、千葉の鬼熊事件（千葉）」、「十二、椒村の入婿殺（和歌山）」と、第三章「九、松保丸の金塊引揚詐欺（鹿児島）」の四事件の記録である。それらを元にしてそれぞれ「それを見た人達」、『鬼熊』の死と踊子、「田舎芝居」、「金塊」が作られた。

（一）内の地名等の違いからもわかるように、四つの事件はそれぞれ別々の現場からの「報告」に基づいて記述されたものである。この実例集の性格として、これは重要なことである。というのは、そういう各地の現場のそれぞれの差異を超えて、『捜査実例集』は統一的な叙述の形を持っているからである。たとえばその書き出し部分を引用してみよう。

A 大正十五年六月四日、中野電信隊の一部隊は、北多摩郡内へ演習に行つて、其の夜は久留米村字前沢の山林で露營した。（久留米村森林内の女屍体）

B 大正十五年八月十九日、千葉県香取郡の一寒村久賀村大字出沼の岩淵熊次郎（三五）と云ふ一荷馬車輓が、痴情の結果其の情婦外二名の者を殺害し、三名に傷害を与へ、他人の住宅に放火して山林内へ逃げ込んだと云ふ事件が発生した。（千葉の鬼熊事件）

C 大正十五年九月八日和歌山県湯浅、黒江の両警察署へ匿名の投書が舞ひ込んで来た。(「椒村の入婿殺」)

D 潮の香の暖かい南国の薩摩には、民間にこんな伝説がある。  
(「松保丸の金塊引揚詐欺」)

最後に引いた「松保丸の金塊引揚詐欺」だけは記述のタイプが異なるが、これは他の三件とは事件の性格が違う(これは詐欺、他の三件は殺人)ことから生じたものである。川端が小説化しなかった残る三十編の出だしも、まず時間と場所を示し、事件の発端から語り始めているという点で、ABCとおおむね同様である。引用Aでは、その山林での死体発見がこれに続いて語られる。これがこの事件の始まりである。Bは、この殺人傷害放火事件が、その後四十日余にわたる犯人と警察の対決の時間の始まりとなる。Cの投書には、二年前の殺人事件のことが書かれており、これをきっかけに埋もれていた事件が発覚し始めることになる。どの事件の記録も、引用部に続いて捜査の開始とその過程が詳細に記され、犯人が逮捕され、その供述によって隠されていた事実が判明するという順序で、全貌が語られる仕組みになっている。

次に、冒頭に続く部分の語り方を「久留米村森林内の女屍体」を使って確認してみたい。

『何だ、本当か、兎に角四五人行つて見て来い』半ば疑の念を持つた分隊長は、再び佐川一等卒外三四人の者を現場へ遣つて見た。／其の報告に依ると、それは紛れもない腐敗した人間の屍体であつた。

(傍線高橋、以下同様)

傍線で示したように、現場を確認に行った数名の人物の「報告」は、間接的表現によって語られている。その場ではもちろん直接話法で述べられていたはずの複数の言葉が、「に依ると」と間接的にまとめられたのは、報告の上申過程で、より上位の語り手によってなされたことである。つまり引用の記述は、現場で死体を見た者(佐川一等卒ら)、その報告を受けた者(分隊長)、さらにそこからの報告を受けて「分隊長」などと客観表記しうるような警察の係官の手へ移り、さらにそれが警保局の手へというような、上申構造によってできた、いわば下位から上位への語りの層の痕跡を、どこかに留めたものになっていると言える。

其の屍体は推定年齢二十歳前後の女性で、(中略)前歯の一枚に金を冠せて居るのが光つて見えた。

着衣の模様から見ると、どうも飲食店の女中か、又は女工らしい。

現場検証の結果が記述されている部分だが、誰の目に「光つて見えた」のか、「飲食店の女中か、又は女工らしい」と思ったのは誰なのか、特定することが難しい記述である。ただこれが、最終的にこの記録を統括している警保局という高みからは直接見ることのできない世界の声、あるいはそれを写した文書であつたと言ふことはわかるだろう。

屍体の状況を明確にする為と、其の他の点に参考となる箇所が多いから、其の当時立会した加藤技師の鑑定書の全文を次に掲げて見よう。

「其の当時」という部分に、「掲げて見よう」という語り手の統括的な位置がよく表れている。すべてが終結してから「其の当時」にさかのぼりうる位置。『捜査実例集』における事件は、現場の声の断片を積み重ねながら臨場的に語られていくのではなく、完結した時点で、より高い位置からプロット意識に従って再構成され、あたかも死体発見の現場にまで届く視点を持つかのように記述されているのである。むしろこれは、現場からの報告の上申過程の積み重ねによって警保局という高みに至ったものを逆さにしてできたものなので、見るつもりになれば、間接的表現からも語り直した文体からも、そうした再構成の跡を読みとることが可能である。

事件には様々なプロセスがあり、現場には犯人や被害者や目撃者や捜査の当事者らが複数関わっている。それら現場の声の断片を集約して作られるのが、「報告書」である。「報告書」は何段階かの上申過程を経て最終的には内務省に到達し、それに基づいて『捜査実例集』が書かれているのは述べた通りである。ここには、最終の記述者一人ではとうてい触れることのできない、末端の現場の声の一つ一つが多層に積み重なり、統括されて形を変え、特権的に集められてくる。それを編集し、再構成してひとまとまりの、もはや動かしえない形で「作品化」したものが『捜査実例集』である。報告書ごと、事件ごとの叙述や文体のばらつきは、語り直すことによって平準化され、見えにくくなっている。現場の声を集約し、高い位置から統括して語り直すこの方法は、内務省という制度上の権力のありようと合致するものである。

『捜査実例集』の文章は存外平易であり、読み物としてもおもしろい部分を備えている。内務省発行とはいえ、高飛車な物言いが含まれてい

るわけでもない。ここで「高み」「特権的」などと言うのも、読者に向けた生な姿勢に対してではなく、上申報告の形でとりまとめられていく実例集というようなものの抱え持つ、一種の力学のようなものについてのことだということを、付け加えておきたい。

現場にまで届く視点などと言ったが、それも小説などで用いられる、いわゆる神の視点などと同じではない。これはあくまでも組織の上で報告のあったものの集積であって、報告のなかったもの、つまり犯人の心中の微細な部分などにまで自由に入ることはない。声であれ文書であれ、一度は発せられたもの、それが層になって最も高い位置から統括された言説で成っているということである。

### 三 踏襲/逸脱

そのような『捜査実例集』と、それに基づいて書かれたという四つの小説との間の、本質的な関係に目を向けたい。もちろんこれらの小説は、ひとまとめに論ずることのできない内容、形式上の個別性を持つ。また『捜査実例集』との関係と言っても、『鬼熊』の死と踊子』のように作品の半面にのみ関わるケースと、「田舎芝居」のように小説全体が『捜査実例集』の語り直しのように見えるケースとでは、一目で大きく関与の比重が違っている。ただここで、事件についての統括性の強い記録から川端が何を受け、何を変形したのか、そしてそれらをどう語り直したのかという基本の構造を考える上では、四つをその内容、形式の別を越えてまとめて取り上げることには特別の支障はないだろう。かえって典拠の影が、共通に抽出できるかもしれない。

まず、四つの小説が『捜査実例集』の語りの方向に従った部分から考

えるが、その前提として次のことを押さえておきたい。それは、川端が個々の事件を再検証しようとはしていないということである。すなわち、川端にとって事件との関わりは、すでに完結したものととして統括された『捜査実例集』の語りの枠組みからは出ないということである。これは、川端康成と「犯罪」小説との本質的な関係を示すこととして重要である。もっとも、川端がそれらの小説を書くに当たって参照、引用したものが、『捜査実例集』だけであつたと安易に断定すべきだとは思っていない。たとえば「それを見た人達」は、これまで専ら『捜査実例集』のみを典拠と考えられてきたのだが、死体発見について書かれた二節の冒頭部の記述との対応などから見ると、天草麟太郎『特異犯罪の実記』（近代犯罪科学全集別巻 昭和5・12 武俠社）をも参照していることが疑えないからである。しかしそれ自体もまた、『捜査実例集』の影響下にある書物であると考えられる。さらに作品としてのまとまりという点から見ても、川端の「犯罪」小説に向かう姿勢が、当該事件に対する新たな真相を独自の分析や調査によって突き止めようとするものでないことは確かである。『捜査実例集』のようなものではなく、事件当時の、より断片的で一次的な資料（新聞記事等）を調査したり、ノンフィクションライターや刑事が行うような現場取材をした気配はない。

このことを確認した上で、『捜査実例集』の語りの方向性を川端の小説が踏襲している部分として、犯罪の主役の心理に関わる問題を挙げる事ができる。一般にも知られた事件をモデルとする場合、自ずとそれに最も深く関わった人物、たとえば犯人の内なる世界への関心が小説のテーマとなる可能性は高い。小説はそういうことを得意とするジャンルである。しかし事件の外貌を借りて犯罪の主役に内面を与えていくという道筋を、川端の小説は取っていない。

『捜査実例集』の語りが犯人の心理などに立ち入らないものであることは、すでに述べた。警保局らしい法の下の善悪の判断が文体に表れることはあっても、犯行および捜査をめぐる事項から話題が逸脱することはない。小説なら簡単に描ける例えば犯人の心の動きなどは、この実例集には出てこない。

『捜査実例集』の見どころは、事件や捜査をめぐる「事実」というものの重みにある。記憶されるべき特異犯罪が捜査の過程で垣間見せる真相は、生半可な心理の分析などを超える力を発している。川端の小説の主として叙事的な側面が持つ迫真性の大半は、この『捜査実例集』の移植によるものであり、この典拠なしに生み出せるものではない。

「田舎芝居」の一場面を例にあげてみよう。財産への異常な固執から、妹の夫を二度までも殺した事件の首謀者花は、その死体の埋め場所が共犯者の口から漏れるのを恐れ、一人で別の場所に埋め替える。二度ともである。「一旦は窪地に埋めたものの、花は後日伝蔵の口から発覚した場合証拠となることを恐れて、二三日後の真夜中にただ一人で窪地に行き、死体を掘り起し、魚見山の裏手に埋め変えたのだつた。」とある。

この恐るべき行為は、典拠に依るものである。埋め替えまでの間隔は、『捜査実例集』に比べて「田舎芝居」の方が著しく短く設定され、その無言の恐怖性をいっそう高めている。

二度目の殺人は、被害者の妻である妹里子も共犯である。妹の夫を姉妹と別の男とで殺そうという事態に、同居の母親はどうしたか。「夜の八時頃、花は伝蔵を連れて実家へ行つた。伝蔵は裏庭のさぼてんの蔭に隠れてゐて、合図を待つことになり、花一人家に入つて、出迎へた母のしなに、お母さん今夜は竹三郎をやつつけるのだよと、平気で言つた。母も別に驚いた風はなくて、さうかい、うまくおやりと答へた。」（「田

舎芝居)

川端の小説の方がやや強めているが、これもまた『捜査実例集』の記述の、投げ出されたような事実のすじみを受けているのである。

リユは、先づ綱五郎と友次郎とは、合図をする迄近くの西瓜小屋の中に忍んで居れと云ひ置いて、トラエ方へ行き、母タメの部屋へ這入つて行つた。/『お母さん、今夜は直次郎を遣つ付けるのだよ』と、女に似気なき恐ろしい言を平気で云ひ出した。母のタメも夫れとなく感付いて居た模様で、別に驚ろきもしなかつた。/『甘くお遣りよ。』と云つた様な調子で、反つて夫れを喜ぶ様子であつた。(椒村の入婿殺)

川端の小説の側から言えば、こうした受容・踏襲は、もう一方の力、つまり『捜査実例集』からの逸脱・改変といった面の力とも引き合うものになっている。今見た投げ出されたような非情な場面も、実は原話の『捜査実例集』の中にある時よりその力が増すのは、単純な踏襲ではなく、川端のテキストがその一方でそこから逸脱・反発する力を備えているからである。今度はそちらの面を向けてみたい。

一つは、法の裁きに向けてのプロセスという観点から見た時に必要とされたい言説が、主にその事件の発見者や関係者、捜査に関わる者(『捜査実例集』には出てこない架空の人物も含めて)の視界を通して語られることが多いということである。これは犯罪の主役の心理などに立ち入らないという点で、川端の小説が『捜査実例集』の方向を踏襲していることと述べたことと、矛盾する面を持つ。『捜査実例集』には、犯罪捜査の上で必要と思われるものは記述されているが、それと関わりの薄い

個人的感慨等に触れられる箇所は少ない。

「久留米村森林内の女屍体」の冒頭部の、死体を発見する場面を見てみよう。

大正十五年六月四日、中野電信隊の一部隊は、北多摩郡内へ演習に行つて、其の夜は久留米村字前沢の山林で露營した。/其の夜八時頃、一等卒佐川良雄(二三)は炊飯用の薪拾ひに同所雑木林へ這入り込んだ。段々林の中へ進んで行く内に何所ともなく変な臭気が鼻を突いて来る。一等卒は『於怪しいなあ』と独り言を云ひながら、其の臭気の来る方へ進んで行つた。/ふと見れば木の間に漏れる薄光を透して、何だか薄黒い物が雑木の中に横たはつて居る。近寄つて見ると、それは人の屍体の様だ。一等卒は非常に驚ろいて本隊へ駆け戻り、其の次第を上官に報告した。

一見、読み物風だが、ここには死体を発見した時の様子を、素朴なレベルで上官に報告した言葉の跡がある。本人自身の申告か、それを受け止めた上官によるものかは別として、報告の中にあるべき以上のものはない。

それに対して「それを見た人達」二節の冒頭部は、次のようになっている。

中野電信隊の一部隊が、演習地の雑木林に露營した。波川一等卒は飯炊きの薪を拾ひ歩きながら、いつももなく林深く入つていた。/六月はじめの夜の八時頃、星明りであつた。/林に枯枝を拾ふといふやうなことは、古里の思ひ出じみである。しかし彼は東京育ちで

あつた。けれども歩いてゐるうちに、やはり彼も少年の無心に落ちこんでゐた。そしてふと立ち止つた時は、木々が風に鳴つてゐるのに驚いた。急に家に逃げ帰る子供のやうな、夜の恐れを感じた。屍体が彼の近くにあつたのである。／＼緑のはげしい薫りだと思つた。それはつかのまで、動物の腐る臭ひが鼻を突いた。薄明りの底に、黒いものを白骨が縫つて見えた。まつしぐらに駈ける一等卒は、足を踏む土に昼のぬくみを、そして頬に触れる葉に夜の冷たさを、そういうちぐはぐな自然に追はれるやうな気持だけが、冴え冴えと分るだけで、露営の場所へ着くなり、／＼「分隊長殿、人間が山林中に死んでをります。」

『捜査実例集』から「文学」へというような語り直しがはっきりと見えるところだが、このことはただ文学者の加工技術の巧みさを意味してゐるのではない。「古里の思ひ出じみてる。」「彼も少年の無心に落ちこんでゐた。」というような、語り手の声と波川一等卒の内心との境界の定かでない言い回し、また、「急に家に逃げ帰る子供のやうな、夜の恐れを感じた。」「足を踏む土に昼のぬくみを、そして頬に触れる葉に夜の冷たさを」といった明らかに彼の感覚を表現した部分、それらは波川一等卒が上官に報告するにしても、あるいは彼の報告を報告書に仕立てる上官（または警察官）の記述にしても、不自然を越えた逸脱である。下部から上部へ伝達していくという集権的な力によって可能な文体、初段階からの報告の様々なレベルを包み込んで、最終的に犯罪の捜査を統括的に記述した警保局の文体自体が、ここでは一気に崩されてしまつてゐることになる。

同じ「それを見た人達」で言えば、鑑定のために警察に呼ばれた質屋

が、殺された女のぬくもりとして質種の「肌の匂ひ」の「温か」さを瞬時想起したことも、死体遺棄の現場を目撃したという少女が、目撃者という「女王の座」から下りた後も、男と共に死体を捨てに来た加害者の美女に未来の自分の姿を重ねて見るやうな悪への傾斜の空想も、事件を法で裁く形に捜査を完了していく手続きを記した『捜査実例集』を基準にすれば、無駄な感想である。

『鬼熊』の死と踊子も同様である。逃亡中の鬼熊に帯をつかまれ、首に腕を巻かれ、膝に抱き上げられた十四歳のけい子が、その五年後に「鬚がぼうぼうだとか、げつそり痩せてるとか——もうそんなんぢやなくて、何だか人間と思へないのよ。けだもの——闇ん中を駈け廻つてる、気がちがつたけだもの、そのまた生きた幽霊——でも、恐しく強いよ。」と言つるところなどである。また「田舎芝居」では、事件の捜査とその立証のためには余剰としか言いようのない一捜査の不安に満ちた予感の高まりを、高い岩の上から海を見下ろす次のやうな場面によつて表示しようとするところに、それを見ることが出来る。

海村に住み慣れて、日頃海や岩など改まつて眺める折のない捜査は、荒々しく岩の根を噛み、しぶきを立てて渦巻いてゐる波が珍らしく、暮色はその凄みありさまに鬼気を添へて、身が縮むやうだつた。

けい子、「捜査」という、実際の事件の記録にはない架空の存在の視界を得ることで、語り手は自由に、犯罪捜査の持つ寡黙な叙事性とは裏腹な、饒舌なエロスを描き込んでゐる。

#### 四 「私」の介入

「金塊」を例に、警保局文体の統括性を解除してしまふ語りについて、さらに述べたい。

ここでの事件は、透視術を使って海底の宝物のありかを突き止めたとして引き揚げ費用その他を「詐取」した一味が逮捕されるというものである。モデルとなった事件の首謀者は千里眼で知られる三田光一だが、小説ではその名を「太田光洋」とし、『捜査実例集』には出てこない首謀者の娘「私」を語り手に置いた。小説は事件の経過や捜査の過程、細かな数値上のことまで『捜査実例集』の記述を踏襲している。

しかし、その語りはまるで逆方向を向いている。『捜査実例集』の語りの核は当然ながら、法の秩序である。正邪の区別を、捜査の事実との関係に絶えず加えながら語っている。

透視と念写とをする事が出来ると称し、帝国自覚会と云ふ団体を組織し、自ら会長となつて紳士風を吹かす三田光一と云ふ男がある。

(中略) 二十一二歳頃から(中略) 一定の職業なく、何時の頃からか透視術と云ふ看板の下に人々を詐き、詐欺的の行為を常業とする不良者となつた。彼は窃盗、詐欺等の前科が四犯もある。(中略)

又金銀鉞脈の発見等も屢々為した事があると揚言して居る。彼の巧な自己宣伝に惑はされて、蝟集して来る欲張資本家や利権屋を利用し(以下略) (松保丸の金塊引揚詐欺)

「一定の職業なく」「人々を詐き」「四犯もある」「揚言して居る」「利

用し」といった価値判断を伴う言説を積み重ね、その「不良者」の像を動かしたいものにして居る。続く箇所にも「触れ込みだ」「見込のない事を承知しながら」「欺罔して」「詐取しやうと目論見」「吹聴し」「事実を偽つて発表し」「謀計企画を廻らし」「利権屋等を利用し」「唆かして」「誘き寄せ」などの言説を立て続けに用いることによって、三田の行為の反社会性を絶えず明示していく。

いっぽう小説「金塊」は、そうした『捜査実例集』にある法的判断、正邪の判断からくる意味づけを排除している。

父は(中略) 十八歳の時、東京に出て参りました。そして、陸軍製絨所や陸軍砲兵工廠の職工をいたしてをりますうちに、魂の病ひにとりつかれてしまつたのでございます。(中略) きつと後年の透視力はもう芽生えてゐて、異常見だつたのでございませう。青雲の志を抱いて都に出るとはいふものの、そこに人なみでない心がございましたせう、陸軍の工場もこの透視や念写が崇つて、二十一か二の頃に追ひ出されたのださうでございます。それからの父は遂に一定の職に就くことを許されませんでした。詮方なく自分の魂の病気を食べて生きて行くうちに、前科四犯を重ねたのでございます。

(「金塊」)

『捜査実例集』の語りの持つ、警察的正邪のきめつけを排除していると言ふには止まるまい。この「私」の語りを支配しているのは、警察が「三田光一」を犯人とするのと匹敵する力で、「私」が父「太田光洋」の透視の力を信ずる一念のようなものである。「見えぬものを見たために罪人となりました父」「地に埋れ、海に沈んだ黄金を透視出来ました父」

「見えないものが見え出したのでございます」「父の透視しました宝物」「見えぬものを見る父の魂」とは、父の透視力に対する信念に支えられて、警察の反対側に立つ言説にほかならない。

そしてそういう「私」の位置は、実はこの小説の冒頭にすでに示されているものでもあった。それは典拠とこの小説との関係を示す、象徴的とも言えるような語り初めである。

国の法といふものによりますと、私の父は詐欺師でございました。獄死いたしました。最後には、東京のステイション・ホテルで捕へられました。

「国の法といふものによりますと」という出だしの意味するものは、「国の法」に対する「私」の距離である。「父」が、いかに多数の人間の常識を土台にしたものでは量ることのできない領域を生きた者であるかを、「私」は語っている。「私」の類い希な美しささえ、金塊という美を海の底にも透視することのできる父の魂の現れであると語る「私」の論法もまた、現世の枠組みから逸脱したものである。

ここには、『捜査実例集』を用いながら、それを逆転してしまうような事態が生じている。それは、公的な書物の枠組みをひとつ飛び越えた「私」という語り手の介入によって、可能になっているのである。

それをもっと意図的、実験的に行っているのが、「それを見た人達」である。ここでの「私」は、犯人や事件と直接関係のない「小説家」である。冒頭部の記述を見よう。

してみれば、この医師（注高橋 死体鑑定をした「警視庁鑑識課の

技師）がこの小説の主人公とならねばならない。しかし私はここに、それを見た人達と題して、実はそれを見なかつた人達のことを書かうと思ふのである。法医学的な術語の裏に、鑑定者のどのやうな心が隠れてゐようとも、屍体を見る玄人の彼は、一先づ私の小説の扉の外にしめ出すのである。

「私の小説」だという枠組みが示されている。しかもここに描こうとする人達は、「警保局発行の「警察研究資料第十八輯」に記載されている、実在の人物ばかりであり、「彼等がいかにそれを見たか、或ひは見なかつたかといふことを、鑑識技師の見方と比較するところに、この小説は成り立つの」だと「私」は語るのである。

小説の二節以下は、「それ」＝腐乱死体を「見なかつた人達」一人一人に焦点を当てた三人称の語りになり、「私」が前面に出てくる機会はなくなくなっていくが、五節に「警保局の記録にも簡単に載つてゐるけれども、それを一々ここにわづらはしく書くほど、死人とかかりあひのある者はなかつた。だから、それを見た人達のうちで、どうしても逃せぬ一人、つまり加害者のことだけを書くに止めよう。」というところもあり、「私」の小説全体に対する統括の枠は維持されていることがわかる。同時にこれは、「警保局の記録」に対する「私」の介入、つまり書き換え行為の呈示にもなっている。「私」の小説という上位概念の下に、「警保局の記録」は書き換えられているのである。

『「鬼熊」の死と踊子』の語り手も、「それを見た人達」と同じように小説家の「私」である。ここでも「私」による書き換えが行われている、と見ることが出来る。

ところで間もなく私は、千葉の鬼熊事件の予審調書を手に入れて、そこに踊子水木柳子の少女時代を発見するやうなことになるのであつた。調書では行方不明となつてゐる影山けい子である。

鬼熊の最期を知る柳子ことけい子の話に基づいて「私」が書いた「小説」の中で、「予審調書」は結果として書き換えられることになるはずである。ここでは「予審調書」が、「私」にとっての資料の位置に置かれてゐる。

「予審調書」も「それを見た人達」の「警保局発行の「警察研究資料第十八輯」も、もちろん虚構の中の書物であり、川端康成が小説を書く上で用いた『捜査実例集』と同一にすべきものではない。ただ、書き手としての川端康成という外部の事情が、影のように作品に引き写されたものとして見ることはできるであろう。

繰り返しになるが、川端の用いた材料『捜査実例集』は、一つの作品と言つてもいい強い語りの統括性を持つものである。ゆえにそれを「(引用も含め)変形」する作業には、それを統括する語り手に対する、こちら側の語り手の立場が表れ出さずにはいられないはずである。取り上げた小説は意図する、しないに関わらず、『捜査実例集』に対する批評性を持つていふことができるだろう。

以上、川端康成の小説と『捜査実例集』との関係について見てきたが、十分言い尽くせてはいない。このほかに、別の典拠を持つ「二十歳」と「散りぬるを」についても検討しなければ、川端の「犯罪」小説についてトータルにとらえることはできないからである。いずれ別稿を用意するつもりである。

注

- (1) 小林芳仁「川端康成の実録的犯罪小説」(『解釈と鑑賞』1993・5)、「川端康成の実録的犯罪小説二——「散りぬるを」その事実と虚構の美学——」(『解釈と鑑賞』1993・12)、「川端康成の実録的犯罪小説」(『十文字国文』1995・3)。新井郁夫「解体される犯罪小説——川端康成「それを見た人達」をめぐって——」(『琉球大学法学部紀要日本東洋文化論集3』1997・3)。
- (2) 注1新井
- (3) 注1小林
- (4) 注1小林、新井
- (5) 片山倫太郎「『散りぬるを』における典拠と位相」(『川端文学の世界1 その生成』1999・3 勉誠出版)
- (6) 残りの一編「二十歳」の典拠は今回調査して判明するに至つたが、これについては資料紹介を含めて別稿としたい。
- (7) 『特異犯罪の実記』中の「髪を切られた女の死体」は、「それを見た人達」と同じ事件を扱っており、事件そのものの情報も変わりがない。特に、死体の発見を分隊長に報告する場面に「犬は着物を着て居ないのであります。」とある部分が、「それを見た人達」の「犬かなんかだらう。」(中略)「着物を着てをりました。」と合致するところは、偶然とは考えにくい。「それを見た人達」執筆時に、これを見ることは可能である。
- (8) ここには大衆読み物風に書かれた二十一の犯罪実録が収められており、十四の事件とその内容が『捜査実例集』と重なっている。